


転出届 市外へお引越しされる皆様へ

窓口にお越しの方は、**本人確認書類**（マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など）をお持ちください。

※松山市の各資格確認書等及び医療費受給者証（子ども・ひとり親家庭・重度心身障害者）は転出日以降は使用できません。（例外あり）

■の手続は市民課・各支所で手続できます
 ※項目内の㊦は市民課、㊧は中島支所、㊨は北条支所です。
 ※市民課の受付延長時（毎週木曜日、毎月第2土曜日）は、他市や関係各課に確認が取れず、受付できない場合があります。

★の手続はオンラインで手続できます
 左の二次元コードからも手続が可能です。
 ←松山市ホームページ「オンライン手続」
 ※マイナンバーカードが必要な手続あり

転出 に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	お問い合わせ先 (市外局番 089)
住所 戸籍	転入地に引っ越した方	転入届（転入日から14日以内） ※マイナンバーカード所有者は <u>上記期間若しくは転出予定日 から30日以内のいずれか早い 日までに転入届をしないと、 カードが失効し、再交付は有料と なります</u>	・本人確認書類 ・転出証明書又は マイナンバーカード	転出先の 市区町村
	マイナンバーカードをお持ちの方	・転入地でマイナンバー カードの継続利用（住所変更） ※ <u>転入届出日から90日以内に継続 利用をしないとカードが失効し 再交付は有料となります</u> ・署名用電子証明書発行申請	・マイナンバーカード ・暗証番号数字4桁 ・暗証番号英数字 6～16桁	
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録 廃止になります。		市民課 (本館1階) 948-6337
	本人通知制度を登録している方	(転出後に市外間で住所が 変わった場合など)変更届		市民課 (本館1階) 948-6342

保険 年金	国民健康保険に加入している方	・ 国民健康保険の脱退 ・ 保険料の再計算又は精算		健康保険課 (別館3階) 948-6363
	→修学のために転出する方	そのまま松山市の 国民健康保険に加入する手続	・ 在学証明書や学生証 など	
	→住所地特例に該当する施設に 転出する方	そのまま松山市で 国民健康保険に加入します。	※健康保険課にご相談 ください	
	75歳以上の方 又は65歳以上で後期高齢者医療制度に加入 している方			健康保険課 (別館3階) 948-6941
	→愛媛県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 ※転出先へ提出してください		
→愛媛県外の住所地特例に該当する 施設に転出する方	そのまま松山市で後期高齢者 医療保険に加入します。			
国民年金 [1号] に加入中の方	住所変更届		転出先の 市区町村	
→受給している方	(必要な場合)住所変更届			

高齢 介護	65歳以上の方	介護保険料は再計算され、 後日お知らせします。		介護保険課 (別館2階) 948-6919
	→住所地特例に該当する施設に 転出する方	そのまま松山市で介護保険に 加入します。		
	介護認定を受けていた方	転入地で認定引継の手続 ※転入地に住み始めた日から14日 以内に手続が必要です	(65歳未満の方) ・ 健康保険の資格確認書	転出先の 市区町村

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	お問い合わせ先 (市外局番 089)
---	----	-------	----	-----------------------

障がい 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	転入地で住所変更手続	・各手帳		転出先の 市区町村
	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	受給者資格変更届 又は喪失届	(交付されている方) ・重度心身障害者 医療費受給者証	障がい福祉課 (別館1階) 948-6936

こども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続 ※区域外就学を希望する場合は、事前に学校教育課にご相談ください	(松山の学校へ) ・転校通知書 (新しい学校へ) ・松山の学校で もらった書類	学校教育課 (第4別館3階) 948-6870
	児童手当を受給している方 (職場から支給のある公務員以外)	★消滅届		子育て支援課 (別館2階) 948-6354
	→児童のみが転出する方	★別居監護申立書	※転出予定日の同月内 又は転出予定日の 翌日から15日以内に 手続が必要です	
	→児童の兄弟のみが転出する方	★住所変更届 ※監護相当の状況、生計費 負担の状況、職業等に変更 がある場合は、「監護相当・ 生計費の負担についての 確認書」が必要です		
	児童扶養手当を受給している方	転出手続 新住所地で住所変更手続 ※㊦でも可	(松山市) ・児童扶養手当証書 (転入地) ・受給者名義の銀行通帳	子育て支援課 (別館2階) 948-6845
	子ども医療費受給資格証をお持ちの方	★変更届又は喪失届 ※ひとり親はオンラインでの 手続不可 ※ひとり親は㊦は除く	・各受給者証	子育て支援課 (別館2階) 948-6888
	ひとり親家庭医療費受給者証を お持ちの方			
	母子健康手帳をお持ちの方	転入地で健診受診票や 予防接種手帳の受取	・母子健康手帳	転出先の 市区町村
愛顔っ子応援券(おむつ券)の 未使用券をお持ちの方			子育て支援課 (別館2階) 948-6418	
→(四国中央市含む)県外に 転出する方	使用してから転出			
→(四国中央市除く)県内に 転出する方	転入地で引換申請	(転入地で) ・母子健康手帳 ・おむつ券		

税金	市県民税・森林環境税、固定資産税、 軽自動車税をお支払いの方	引き続きお支払いください。		納付推進課 (本館2階) 947-6515
----	-----------------------------------	---------------	--	-----------------------------

その他	犬を飼っている方	転入地又は インターネットで 住所変更手続		転出先の 市区町村
-----	----------	-----------------------------	--	--------------

松山市コールセンター
089-946-4894

開庁時間 午前 8時30分 ~ 午後 5時

※市民課のみ以下の時間、開庁しています。(祝日・年末年始除く)
木曜日の 午後7時まで
第2土曜日の 午前 8時30分 ~ 午後 5時

〒790-8571
愛媛県松山市二番町4丁目7番地2